

容器包装廃棄物分別収集計画

令和元年 6 月

神奈川県三浦郡葉山町

葉山町分別収集計画

令和元年6月19日

1 計画策定の意義

近年の生活水準の向上に伴う生活様式の変化、科学技術の著しい発展等により、様々な種類の「ごみ」が大量に排出されており、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ ごみの資源化、減量化指導の徹底及び広報活動の強化
- ・ 集団資源回収及び拠点回収の拡充

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	2,736 t	2,725 t	2,714 t	2,704 t	2,693 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、町民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査等により町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、ごみボランティア等によるリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみの排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別収集、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・買い物袋の持参の徹底

買い物袋の持参の徹底等の意識啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・再生資源、再利用容器の利用促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用・販売を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、町民の協力度、本町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分							
主としてスチール製の容器	スチール缶							
主としてアルミ製の容器	アルミ缶							
主として ガラス製の容器	無色透明びん 茶色びん その他のびん							
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px;">—</td> <td>無色のガラス製容器</td> <td rowspan="3" style="border: none; padding-left: 10px;">┌───┐ ├───┐ └───┘</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	—	無色のガラス製容器	┌───┐ ├───┐ └───┘	—	茶色のガラス製容器	—	その他のガラス製容器	
—	無色のガラス製容器	┌───┐ ├───┐ └───┘						
—	茶色のガラス製容器							
—	その他のガラス製容器							
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック							
主として段ボール製の容器	段ボール							
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのも	ペットボトル							
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）							
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装（容器包装プラスチック）							

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	51 t		49 t		46 t		44 t		41 t	
主としてアルミ製の容器	63 t		63 t		62 t		62 t		62 t	
無色のガラス製容器	(合計) 133 t		(合計) 129 t		(合計) 126 t		(合計) 123 t		(合計) 120 t	
	(引渡額) 133t	(独自処理額) t	(引渡額) 129t	(独自処理額) t	(引渡額) 126t	(独自処理額) t	(引渡額) 123t	(独自処理額) t	(引渡額) 120t	(独自処理額) t
茶色のガラス製容器	(合計) 62 t		(合計) 60 t		(合計) 58 t		(合計) 55 t		(合計) 53 t	
	(引渡額) 62t	(独自処理額) t	(引渡額) 60t	(独自処理額) t	(引渡額) 58t	(独自処理額) t	(引渡額) 55t	(独自処理額) t	(引渡額) 53t	(独自処理額) t
その他のガラス製容器	(合計) 99 t		(合計) 100 t		(合計) 100 t		(合計) 101 t		(合計) 101 t	
	(引渡額) 99t	(独自処理額) t	(引渡額) 100t	(独自処理額) t	(引渡額) 100t	(独自処理額) t	(引渡額) 101t	(独自処理額) t	(引渡額) 101t	(独自処理額) t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	22 t		22 t		22 t		22 t		22 t	
主として段ボールの容器	428 t		426 t		425 t		423 t		421 t	
主として紙製容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t	(独自処理額) t	(引渡額) t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 105 t		(合計) 104 t		(合計) 104 t		(合計) 104 t		(合計) 103 t	
	(引渡額) 105t	(独自処理額) t	(引渡額) 104t	(独自処理額) t	(引渡額) 104t	(独自処理額) t	(引渡額) 104t	(独自処理額) t	(引渡額) 103t	(独自処理額) t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 561 t		(合計) 559 t		(合計) 557 t		(合計) 555 t		(合計) 553 t	
	(引渡額) 559t	(独自処理額) 2t	(引渡額) 557t	(独自処理額) 2t	(引渡額) 555t	(独自処理額) 2t	(引渡額) 553t	(独自処理額) 2t	(引渡額) 551t	(独自処理額) 2t
（うち白色トレイ）	(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 2t	(引渡額) t	(独自処理額) 2t	(引渡額) t	(独自処理額) 2t	(引渡額) t	(独自処理額) 2t	(引渡額) t	(独自処理額) 2t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各容器包装廃棄物の推計にあたっては原則として戸別収集及び資源ステーション収集を開始した平成26年6月から平成31年3月までの月毎の排出原単位の平均値に推計人口予測を乗じて推計を行うが、各容器包装廃棄物の出荷量等を加味しながら、現実的な推計結果を採用する。

なお、推計人口については、葉山町人口ビジョンにおける将来人口展望値（独自推計値）を将来人口として採用し、公表されていない年度については、公表年度の値から推計した値を採用する。

●将来人口

項目／年度	R2	R3	R4	R5	R6
将来人口（人）	32,568	32,442	32,317	32,191	32,066

①主としてスチール製の容器

●収集実績

項目／年度	H26	H27	H28	H29	H30
収集量（t）	47	58	57	57	57
原単位（g）	4.6	4.7	4.7	4.7	4.7
増加率（原単位）	—	1.9%	2.3%	2.8%	4.1%

※平成26年度は6月～3月までの実績

スチール製容器については、アルミ缶・ペットボトルなどへの代替が進み、消費重量の減少とともに本町における収集量も減少傾向にあるが、近年はほぼ横ばいとなっている。

しかし、スチール缶リサイクル協会による資料によると、消費重量は年々減少傾向となっており、今後も減少は見込まれる。こうした状況を踏まえ、この消費重量に基づくトレンド推計を行い、その増減率に本町の原単位及び推計人口予測を乗じたものを予測値として採用する。

②主としてアルミ製の容器

●収集実績

項目／年度	H26	H27	H28	H29	H30
収集量 (t)	51	63	65	66	64
原単位 (g)	5.0	5.2	5.4	5.5	5.4
増加率 (原単位)	—	3.2%	7.2%	10.0%	7.8%

※平成26年度は6月～3月までの実績

平成26年度から分別収集や収集体制の変更により収集量は増加した。

推計に当たっては、こうした状況を踏まえた上で、組成分析の結果から他のごみへの大量の混入が見られないことから、平成26年6月から平成31年3月までの月毎の排出原単位の平均値に推計人口予測を乗じた値を予測値として採用する。

③無色のガラス製容器

●収集実績

項目／年度	H26	H27	H28	H29	H30
収集量 (t)	124	153	145	134	139
原単位 (g)	12.1	12.5	12.1	11.1	11.6
増加率 (原単位)	—	3.0%	-0.6%	-8.3%	-4.6%

※平成26年度は6月～3月までの実績

平成26年度から分別収集や収集体制の変更により収集量は増加したが、近年はアルミ缶・ペットボトルなどへの代替が進み、消費重量の減少とともに本町における収集量も減少傾向にある

また、ガラスびん3R促進協議会によるガラスびんの色別出荷量の推移から見ても無色のガラスびんは年々減少傾向にあり、今後も減少は見込まれる。こうした状況を踏まえ、この色別出荷量に基づくトレンド推計を行い、その増減率に本町の原単位及び推計人口予測を乗じたものを予測値として採用する。

④茶色のガラス製容器

●収集実績

項目／年度	H26	H27	H28	H29	H30
収集量 (t)	71	73	65	63	67
原単位 (g)	6.9	5.9	5.4	5.3	5.6
増加率 (原単位)	—	-14.0%	-22.0%	-23.5%	-19.1%

※平成26年度は6月～3月までの実績

平成 26 年度から分別収集や収集体制の変更により収集量は増加したが、近年はアルミ缶・ペットボトルなどへの代替が進み、消費重量の減少とともに本町における収集量も減少傾向にある

また、ガラスびん 3 R 促進協議会によるガラスびんの色別出荷量の推移から見ても茶色のガラスびんは年々減少傾向にあり、今後も減少は見込まれる。こうした状況を踏まえ、この色別出荷量に基づくトレンド推計を行い、その増減率に本町の原単位及び推計人口予測を乗じたものを予測値として採用する。

⑤その他のガラス製容器

●収集実績

項目／年度	H26	H27	H28	H29	H30
収集量 (t)	63	110	110	103	98
原単位 (g)	6.1	9.0	9.1	8.6	8.2
増加率 (原単位)	—	47.5%	47.9%	40.4%	34.1%

※平成 26 年度は 6 月～3 月までの実績

平成 26 年度から分別収集や収集体制の変更により収集量は増加し、その後は減少傾向にある。

しかし、推計に当たっては、ガラスびん 3 R 促進協議会によるガラスびんの色別出荷量の推移から見るとその他のガラスびんは年々増加傾向にあり、今後も増加は見込まれる。こうした状況を踏まえ、この色別出荷量に基づくトレンド推計を行い、その増減率に本町の原単位及び推計人口予測を乗じたものを予測値として採用する。

⑥主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（紙パック）

●収集実績

項目／年度	H26	H27	H28	H29	H30
収集量 (t)	20	23	18	21	19
原単位 (g)	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8
増加率 (原単位)	—	-1.3%	-5.8%	-11.0%	-6.2%

※平成 26 年度は 6 月～3 月までの実績

平成 26 年度から分別収集や収集体制の変更により収集量は増加し、その後は若干の増減はあるものの、おおむね横ばいの傾向にある。

推計に当たっては、こうした状況を踏まえた上で、組成分析の結果から他のごみへの大量の混入が見られないことから、平成 26 年 6 月から平成 31 年 3 月までの月毎の排出原単位の平均値に推計人口予測を乗じた値を予測値として

採用する。

⑦主として段ボール製の容器包装

●収集実績

項目／年度	H26	H27	H28	H29	H30
収集量 (t)	321	399	406	421	430
原単位 (g)	31.3	32.6	33.7	35.1	35.9
増加率 (原単位)	—	4%	8%	12%	15%

※平成26年度は6月～3月までの実績

段ボールの収集量は増加傾向にあり、平成30年度の収集量は推計潜在量に近い状況となっている。

推計に当たっては、こうした状況を踏まえ、推計潜在量に近い平成30年度の原単位を基準原単位とし、推計人口に乗じた値を予測値として採用する。

⑧主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（ペットボトル）

●収集実績

項目／年度	H26	H27	H28	H29	H30
収集量 (t)	93	103	102	101	115
原単位 (g)	9.1	8.4	8.5	8.4	9.6
増加率 (原単位)	—	-7.5%	-6.5%	-7.3%	5.9%

※平成26年度は6月～3月までの実績

平成26年度から分別収集や収集体制の変更により収集量は増加し、その後は若干の増減はあるものの、おおむね横ばいの傾向にある。

推計に当たっては、こうした状況を踏まえた上で、組成分析の結果から他のごみへの大量の混入が見られないことから、平成26年6月から平成31年3月までの月毎の排出原単位の平均値に推計人口予測に乗じた値を予測値として採用する。

⑨主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（容器包装プラスチック）

●収集実績

項目／年度	H26	H27	H28	H29	H30
収集量（t）	470	570	556	590	563
原単位（g）	45.9	46.6	46.1	49.1	47.1
増加率（原単位）	—	1.6%	0.5%	7.1%	2.6%

※平成26年度は6月～3月までの実績

平成26年度から分別収集や収集体制の変更により収集量は増加し、その後は若干の増減はあるものの、おおむね横ばいの傾向にある。

推計に当たっては、こうした状況を踏まえた上で、組成分析の結果から可燃ごみへの微量の混入はあるものの、収集原単位は安定していることから、平成26年6月から平成31年3月までの月毎の排出原単位の平均値に推計人口予測を乗じた値を予測値として採用する。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うとともに、効率的かつ質の高い資源回収を実施することを鑑み、ごみと資源物の区分を明確化するとともに、これまでの行政収集と地域で取り組む集団回収を融合させた回収方式による資源回収を実施する。

《分別収集体制》

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管段階
スチール缶 アルミ缶	スチール缶 アルミ缶	集団回収による指定日分別収集 (資源ステーション収集)	集団回収業者による直接資源化
無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	無色透明びん 茶色びん その他のびん	委託業者による指定日分別収集 (資源ステーション収集)	町直営で選別保管
飲料用紙製容器	紙パック	集団回収による指定日分別収集 (資源ステーション収集)	集団回収業者による直接資源化
段ボール製容器	段ボール	集団回収による指定日分別収集 (資源ステーション収集)	集団回収業者による直接資源化
P E T ボトル	ペットボトル	委託業者による指定日分別収集 (資源ステーション収集)	町直営で保管
容器包装プラスチック	容器包装プラスチック	町直営による指定日分別収集（戸別収集）	委託選別保管
白色トレイ	白色トレイ	委託業者による指定日分別収集	町直営で保管

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現有施設については、令和5年度完了を目処に全て解体撤去し、ごみの広域連携施設の再整備を実施する。容器包装廃棄物のうち、容器包装プラスチックについては、広域連携を進めている逗子市で令和2年度より事務委託による処理を開始する。その他の容器包装廃棄物については、当面現状の処理を維持す

る。容器包装廃棄物の分別収集に供する施設再整備にあたっては、搬出入や保管が円滑かつ効率的になるよう、施設全体の再構成を検討する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町民等の意見、要望等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、ごみボランティア等との協働によりきめ細かな啓発及び分別指導を実施する。

また、効率的且つ質の高い資源の回収を促進するため、ごみと資源物の区分を明確化するとともに、これまでの行政収集と地域で取り組む集団回収を融合させた回収方式による資源回収を地域との協働により実施し、奨励金の交付、優良団体の表彰などの支援を実施するとともに、より解りやすく、出しやすい資源回収方法の検討を進める。

なお、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録するとともに、排出増減要因を分析し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を実施するものとする。

13 その他リサイクル

容器包装廃棄物のうち、飲料用紙パック、段ボール製容器包装以外の紙製容器包装については、雑紙（ミックスペーパー）として分別収集し、リサイクルを実施している。

《雑紙の量の見込み》

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
排出量（t）	774	771	768	765	762
計画収集量（t）	383	381	380	378	377
再商品化量（t）	383	381	380	378	377

《雑紙に含まれる「その他紙製容器包装」の見込み》

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
排出量（t）	170	170	169	168	168
計画収集量（t）	86	86	85	85	85
再商品化量（t）	86	86	85	85	85